

監査結果公表第6-2号

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和6年2月1日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百康子
同	南方武
同	松田憲幸

記

1 措置の内容の通知

令和5年度定期監査（市立学校）の結果に対する措置
令和5年12月15日付け 八教教政第1988号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和5年度定期監査の結果に対する措置の内容

市立学校

指摘事項	講じた措置又は経過	
1 学校徴収金等に係る事務について 学校徴収金等は、教育委員会において適正かつ円滑な会計処理のために定められた八尾市学校徴収金等取扱要綱、八尾市学校徴収金取扱マニュアル及び八尾市学校徴収金未納対応マニュアルに基づき、各学校において事務処理が行われている。 (1) 学年費において、その一部に未納があるため年度末における残金が各保護者に返金されていないものが見受けられた。未納金については、徴収等の対応を行う一方、残金の返金については、速やかにその対応方針を決定し、適切に処理すること。	措置状況	1. 措置済（令和5年9月19日） 学年費において、対象保護者から未納金を徴収し、対象学年の保護者へ返金の通知をするとともに、残金を返金しました。 学校徴収金等の適正な還付事務の実施については、未納金の解消に向けた取組みが重要であるため、今後の対応方針として、「八尾市学校徴収金未納対応マニュアル」に基づき、未納金の発生防止とその早期の徴収に努めます。
(2) 資金前渡金を支出後、精算処理が遅延しているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のほか不要な現金の保管は公私混同しているとの疑義を招くおそれがあるので、精算時期到来後速やかに精算手続を行うこと。	措置状況	1. 措置済（令和5年12月5日） 資金前渡金について、事業完了後、速やかに精算手続を行うよう事務処理を改め、教職員に周知しました。
(3) 林間学舎に係る業者選定や契約において、八尾市学校徴収金取扱マニュアルに記載されている手續が行われていないものが見受けられたので、それらの手續の適正化を図ること。	措置状況	1. 措置済（令和5年10月25日） 林間学舎に係る業者選定や契約について、「八尾市学校徴収金取扱マニュアル」に基づき適正に手続きするよう事務処理を改めました。

	<p>措置状況 1. 措置済（令和5年11月27日）</p> <p>緊急その他やむを得ず立替払により支出した場合は、支出伺書においてその理由を明確にするとともに、速やかに立替者に支払うよう事務処理を改めました。</p>
2 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に係る事務について	<p>「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」は、児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取組を支援し、魅力ある学校づくりを推進することを目的とした市からの受託事業であり、子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱等に基づき、事業完了後は事業実施報告書を支出明細書等の添付書類とともに市に提出することとされている。</p> <p>支出事務において、立替払により支出されているものが見受けられた。立替払によるリスクも踏まえ、それによらないと業務に支障が生ずる場合に限定してを行い、やむを得ず立替払をした場合は速やかに精算するよう事務処理を改めること。</p>
3 八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について	<p>措置状況 1. 措置済（令和5年9月24日）</p> <p>八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について、「八尾市学校体育施設開放条例」及び「八尾市学校体育施設開放条例施行規則」に基づき、教育委員会に学校体育施設使用団体登録書を提出し、事務処理を改めました。</p> <p>学校体育施設は、八尾市学校体育施設開放条例に基づき教育委員会規則で定めるところによりあらかじめ教育委員会に登録した者でなければ使用することができないとされている。また、使用団体は同条例施行規則に基づき、年度ごとに学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を通じて教育委員会に学校体育施設使用団体登録書を提出しなければならないとされている。</p> <p>事業終了後に運営委員会から提出された事業実績報告書、収支決算書を確認したところ、運動場を開放した実績がなかったにもかかわらず、同登録書が未提出の団体に開放し、また、当該団体が使用する物品を購入した事例が見受けられた。未登録の団体に対する委託料の支出は、当該事業の目的外の支出との疑義を招くおそれがあるので、当該団体に係る登録の手続を行うよう適正な事務処理に改めること。</p>